

岩手県告示第446号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成29年5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年5月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社菅政組
 - イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町川尻40地割90番地2
 - ウ 代表者の氏名 菅原政一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第991号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年5月9日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年5月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社岩淵興務店
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町大原字岩谷堂228番地6
 - ウ 代表者の氏名 岩淵拓哉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第5070号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年4月28日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年4月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社赤丸工業
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割654番地
 - ウ 代表者の氏名 赤丸裕之
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第9235号
 - (3) 処分の内容 石工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年4月20日付けで石工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年5月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ヤハタ
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市流通センター北一丁目6番17号
 - ウ 代表者の氏名 田沢千恵
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第20038号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年5月10日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成29年4月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 工藤設備

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第32地割277番地1

ウ 代表者の氏名 工藤正光

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20357号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年3月28日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成29年4月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社奥州小田島組

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区南大通り1番14号

ウ 代表者の氏名 小田島英樹

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第60250号

(3) 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年4月7日付けで左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成29年4月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社遠藤砂利

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第24地割8番地1

ウ 代表者の氏名 遠藤玉子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第160018号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年4月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成29年4月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 三好建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 宮古市長町一丁目4番1号

ウ 代表者の氏名 三好健志

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-24)第585号

(3) 処分の内容 建築工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年4月3日付けで建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。